

# 『生活保護費予算を活用した電子決済の普及促進について』に関する FAQ

## Q 1 保護費を電子マネーで給付することについて、法的な問題はないのか

A 1 生活保護法では、保護は金銭給付または現物給付により行うこととなっており、電子マネーが現金と同様の決済能力や流通性を備えているといえる状況になれば法改正なく給付可能と考えられます。ただし、厚生労働省の承認は必要と思われるため、国に承認するよう要望していくこととなると思われます。

## Q 2 3,000億円のすべてを電子マネー化できないのではないか

A 2 お見込みのとおりです。3,000億のうち、約半分は医療費なので、当面、電子マネー化は困難ではないかと考えられます。また、残りの部分についても一度に全てを電子マネー給付とすることはできないので、当面、電子マネー化できる部分は、概算1,000～1,300億ぐらいではないかと考えています。

## Q 3 システム構築上の技術的な問題はないのか

A 3 現時点では技術的な問題は確認されていません。もちろん、専門家による本格的な検討を経ずして確実なことはいえませんが、本提案の提出に先立ってIT系調査会社のコンサルタントに相談したところ、技術的な問題点は発見されないとのことでした。（施策実施にはかなり乗り気でした）

## Q 4 大阪市の被保護者には高齢者が多いが高齢者には使えないのではないか

A 4 電子マネーの利用は実は高齢者の利用者が意外と多い（20代や40代より60代の方の方が利用率が高い）というデータがあります（野村総研調べ）。「カードをかざすだけなのでレジでの支払いが簡単で、もたつく心配がない」という安心感から高齢者のニーズが高いようです。携帯電話による電子マネー支払いにおいても特段アプリを起動する必要もなく、携帯電話をかざすだけなので使用感はカードと同様です。電子マネーを利用するまでの心理的ハードルは高いかもしれません、一度利用してしまえばその後は手放せなくなるものようです。

## Q 5 子どもの小遣いなど電子マネー化に適さない分野もあるのではないか

A 5 子どもの小遣いについては逆に電子マネー化になじむものと考えています。電子マネー化すれば履歴が確認可能であることから、親にとっては養育上の安心感が増しますし、技術的には特定の分野の商品だけ購入できないように使途をコントロールすることも可能です。総合的にみれば、小遣いについては現金よりも電子マネーのほうが適しているといえるでしょう。現時点で電子マネーではどうしても代替できないものは香典などの「儀礼的な」支出ぐらいではないかと思われます。また、余談ですが使途をコントロールできるという点では被保護者が「パチンコに使いすぎないように」とか「アルコールを買いすぎないように」という設定も可能ですので、その点でも被保護者の自立支援に使えるかもしれません。

## Q 6 電子マネーが本当に現金同様に使えるようになるのか

A 6 確実とはいえないですが、そうなると考えて良いと思います。クレジットカードの処理手数料率は5%程度、電子マネーは3%程度です。しかし、近い将来、クレジットカードと電子マネーの事務処理機器は共通化し、それがグローバルに展開していくもの考えられます。そうなれば、量産効果により設備投資額は極めて安くすみますし、手数料体系も小額決済に有利なようにシフトしていくと思われます（高額決済については、ほぼクレジット運用への取り込みが完了しており、小額決済業者向けのインセンティブがより重要となるため）。学術的にも「電子マネーは現金を代替できるか」という論文はありますが、「時間はかかるけどそうなるかもしれない」という結論のようです。

## Q 7 電子マネー事業者が本当に協力してくれるのか

A 7 大阪市の生活保護者15万人をひとつの「ユーザーグループ」と考えることができ、収益のボトムラインが確実に計算できることは事業者にとって大きなメリットであるといえます。また、2009年度の日本全体での電子マネー決済の総額は1兆2459億円ですが、生活保護費のうち1,200億円が電子マネー化したとしても日本全体の1割分が一気に嵩上げすることになります。しかも大阪市内という限定された地域でユーザー密度が一気に高まるので、設備投資も地域を限定して集中投下でき、利益率は極めて高いものとなります。

## Q 8 電子マネーで被保護者の履歴を見ることについて個人情報保護の問題は発生しないのか

A 8 貧困ビジネス対策として活用するための資金洗浄対策については資金決済法に義務規定があるので個人情報問題は発生しません。事業者がマーケティングデータなどとして個人が特定されない形で決済履歴を活用することも個人情報保護法が改正されたため、可能となっています。ケースワーカーが本人の許可なく決済履歴を見ることは個人情報保護法に抵触する可能性が高いので本人の同意が必要となります。

## Q 9 大阪市の経済規模が大きいとはいえ、規格争いの勝敗を決するほどの力があるのか

A 9 大阪市という限定された地域において、15万もの被保護者という「ユーザーグループ」が一体的に一方の規格を支持となれば大阪市全体がそちらの規格に傾きます。そうなると神戸、京都を含む近隣市にも大きな影響が及ぶものと思われます。となると相乗効果から関西全域がその規格に組することとなります。（ちなみに関西全体の経済規模はGDPで6480億ドルに及びカナダのそれに匹敵します。）関西全体が一方の規格に組すれば量産効果で機器の価格が下がり、日本中でその規格の優位性が増します。また現在行われている「生活保護の他都市連携」がさらに深化し、他の政令市も電子マネー支給に巻き込むことで他都市でも同様のことがおこります。規格争いの最中にあっては、わずかなシェアの優越でもユーザーの購買時の大きな判断要因となり、一気に勝敗が決することがあることが知られていますので、大阪市の経済規模は規格争いの勝敗を決する力があるといえます。

## Q 10 もし、この取組みを進めるならスケジュール感は？

A 10 海外での電子マネー普及に向けた動きが、本提案を提出した8月時点での想定より早く、アップル、グーグル、ノキアといったIT系事業者のほか、アメリカの大手資金移動事業者ペイパルや携帯電話キャリアのベライゾン、AT&Tといった多くの巨大企業がこぞってNFC（次世代型電子マネー対応チップ）推進の方針を固めたため、国際的

な普及スケジュールは大幅に前倒しとなりそうです。海外の動きがあまりに急速であるため、当面は現状分析とパートナー企業のリストアップなどの作業が重要となるでしょう。